写

和労基発１１１９第２号
平成２７年１１月１９日

関係団体の長　殿

和歌山労働局労働基準部長

荷役作業における労働災害防止の徹底について

日頃から、労働基準行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添「死亡災害発生状況」のとおり、本年１０月に和歌山局管内の運送事業者が荷主先事業場においてフォークリフトのパレットから墜落して死亡する災害が発生しています。フォークリフトのパレット上での作業は、本来、フォークリフトの用途外使用にあたるものであり、荷主先事業場においても、適切な作業環境管理が強く望まれるところです。

また、平成２７年９月末まで（速報）の和歌山県下における陸上貨物運送事業の労働災害をみると、荷役作業中の災害（51 件）が陸上貨物運送事業の労働災害全体（78 件）の約 65%を占めています。そのほとんどの災害において自動車運転者が被災しています。さらに、荷役作業中での災害（51 件）のうち、約４分の３は荷主先で発生（39 件）し、約４割は墜落・転落災害（22 件）となっています。

労働災害防止の重要な課題として、平成２７年度において和歌山労働局では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策」について重点的に取り組んでいるところであります。

つきまして、貴団体におかれましては、同封のリーフレットを参考にしていただき、陸上貨物運送事業の荷役時の災害防止のため、荷主等としての取組事項等を会員事業場等に対して、周知していただきますようお願い申し上げます。

平 成 27 年　死 亡 災 害 発 生 状 況　(平成27年10月速報)

和 歌 山 労 働 局

死亡累計	署	災害発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災　害　発　生　状　況
1	御坊	2月	畜産･水産業	激突され	その他の用具	60歳代	作業者	1年以上5年未満	しらす漁操業中、船内揚網機で海中から網を引き揚げていたところ、船尾縁に差し込んでいた金属棒が変形してその間を通っていたワイヤーが反発し、揚網機付近で操舵をしていた被災者を直撃したもの。
2	和歌山	3月	運輸交通業	交通事故(道路)	トラック	30歳代	運転者	1年以上5年未満	国道をトラックで走行中、事故車を避けようとしてハンドルを切ったところ、前方を走っていたダンプトラックに追突し、助手席に乗っていた被災者が死亡したもの。
3	和歌山	3月	製造業	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	40歳代	管理職	20年以上25年未満	クリーニング工場において、機械の修理中に大きな音がしたため確認に行くと、脱水機の近くに被災者が倒れていたもの。
4	和歌山	4月	運輸交通業	交通事故(道路)	乗用車	50歳代	運転者	1年以上5年未満	国道をトラックで走行中、反対車線から中央分離帯を乗り越えて侵入してきた乗用車に激突されたもの。
5	橋本	6月	建設業	墜落、転落	足場	30歳代	作業員	1年以上5年未満	建築現場において、足場の清掃作業を行っていたところ、高さ約20メートルの足場上から墜落したもの。
6	和歌山	6月	運輸交通業	交通事故(道路)	乗用車	70歳代	運転者	25年以上30年未満	国道をタクシーで走行中、交差点付近の中央分離帯に激突したもの。
7	御坊	8月	畜産･水産業	交通事故(その他)	その他の乗り物	30歳代	作業員	15年以上20年未満	海上で、底引き網漁を行っていた漁船(13．47トン)と貨物船が衝突して漁船が転覆し、乗組員が死亡したもの。

8	和歌山	10月	運輸交通業	墜落、転落	フォークリフト	60歳代	運転者	10年以上15年未満	荷先事業場において、積み荷をトラックに積載し終え、荷台上部の隙間に緩衝剤を入れるため、フォークリフトのパレットを足場（高さ約2．4メートル）にしていたところ、パレット上から墜落したもの。
9	田辺	10月	商業	交通事故（道路）	トラック	60歳代	作業員	35年以上40年未満	自社倉庫前の県道において、発注していた荷物を運搬してきた運送会社の大型トラックがバックにて倉庫に入ろうとしていたが、大型トラックに2トントラックが近づいてきたのに被災者が気づき、「止まれ」の合図をしようとして車道に出たところ、2トントラックに轢かれたもの。

荷主等（荷主、配送先、元請け事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年１万件近く発生しており、労働災害全体の１割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の３分の２は荷主先で発生し、そのうちの８割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

＜陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン＞

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、荷主・配送先・元請事業者の皆様も、このガイドラインを指針とし、陸運事業労働者の労災防止に必要な事項の実施に協力する必要があります。

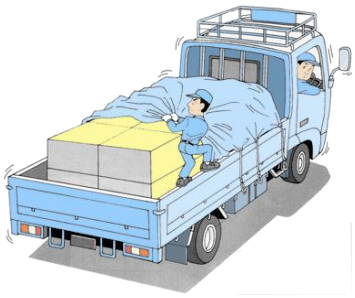

厚生労働省　都道府県労働局　労働基準監督署

労働災害防止のポイント

安全管理体制について

○荷役作業の担当者を指名してください

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名してください。この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせてください。

○陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。

安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業場所の巡視等を行ってください。

荷役作業における労働災害防止の基本対策

○荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください

○余裕を持った着時刻の設定をしてください

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）をしてください。

○荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持してください。

墜落・転落防止対策

○墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する施設において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

○フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定めて、見やすい場所に掲示してください

○通路の死角部分へミラー等を設置してください

○フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分してください

クレーン等による労働災害の防止対策

○移動式クレーンの設置場所に注意してください

陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知してください。移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくほか、転倒防止のための敷鉄板を準備してください。

コンベヤーによる労働災害の防止対策

○コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

○移動経路の整理整頓をお願いします

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓してください。

○床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください

ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください。

転倒、腰痛、その他による労働災害防止対策

○荷役作業場所の整理整頓を心がけてください。
○荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等に取り組んでください。
○台車等を用意してください。荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなります。
○できるだけ機械・道具を使った荷役作業にしてください。
○荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮してください。
○陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させてください。
○パレットの損壊による崩壊・倒壊、踏み抜き等を防止するため、パレットの破損状況を確認してください。

安全衛生教育

○改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。

【改善基準告示について】

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。

改善基準告示では、

・トラックの**運転時間は１日９時間**まで（２日平均）

・拘束時間**（運転時間や荷待ち時間等の合計）は１日13時間**が基本

等とされています。

陸運事業者がこれらの基準を守れるよう、余裕をもった着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

○荷役機械等に関係する安全衛生教育を行ってください

荷主等の労働者が運転するフォークリフト等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフト等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行ってください。

陸運事業者との連絡・調整

○陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください

運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要です。陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

○配送先における荷卸しの役割分担について明確にしておいてください

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっています。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知してください。